

令和6年5月8日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
（うち電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 12件  
（うち自転車2件、電動歩行車1件、タブレット端末1件、  
フライパン1件、電気ケトル1件、ポータブル電源（リチウムイオン）1件、  
靴（スニーカー）1件、電子レンジ1件、ACアダプター1件、  
携帯電話機（スマートフォン）1件、エアコン（室外機）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400091	令和6年4月15日	令和6年4月30日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、段差で転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202400092	令和6年3月7日	令和6年4月30日	電動歩行車	重傷1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、転倒し、脚を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月23日
A202400093	令和6年4月4日	令和6年4月30日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和6年4月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月25日
A202400094	令和6年2月5日	令和6年4月30日	自転車	重傷1名	雨天時に当該製品で上り坂を走行中、チェーンが外れ、転倒し、左手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月22日
A202400095	令和6年4月15日	令和6年4月30日	フライパン	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が床に落下し、お湯が足にかかり、転倒、両足を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400096	令和6年4月12日	令和6年4月30日	電気ケトル	火災	事業所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400097	令和6年4月20日	令和6年4月30日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400098	令和6年4月12日	令和6年5月1日	靴(スニーカー)	重傷1名	雨天時に当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、左手を負傷した。当該製品に起因するの、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	